

帯広市告示第225号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項第2号の規定により、騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、令和3年9月9日から適用する。平成30年帯広市告示第306号は廃止する。

令和3年9月9日

帯広市長 米 沢 則 寿

地域の類型	地域の区分
A	令和3年帯広市告示第223号により騒音規制法に基づく規制地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）のうち、第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）
B	指定地域のうち、第2種区域（A類型を当てはめる地域を除く。）
C	指定地域のうち、第3種区域（都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域（以下「工業専用地域」という。）を除く。）及び第4種区域

備考

地域の類型の分類は、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の定めるところによる。